

# ■ 医療安全管理指針

## 1.総則

### (1) 基本理念

医療安全管理に関する基本的考え方は、人は過ちを犯すという前提に立ち、過ちを誘発しない環境や過ちが患者の傷害などに発展しないシステムを構築することである。高木病院(以下「当院」という。)において、「生命の尊厳、生命の平等」の理念のもと、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられる体制を構築し、医療事故の発生防止対策及び医療事故発生時対応方法を定めることを目的とする。当院においては病院長のリーダーシップのもと、職員一人一人、各部署それぞれが、患者の視点に立ち、安全な医療の提供のために、日々研鑽を積み、患者の安全を確保しつつ必要な医療(良質な医療)を提供していくものとする。

2025年3月31日  
医療法人社団高邦会 高木病院  
病院長